

ハンセン病問題の全面解決をめざす日韓シンポジウム

ーソロクト・台湾補償請求事件解決記念ー

2017年6月22日
弘 濟 会 館

プログラム

- 1 開会挨拶
- 2 補償請求事件の経過と到達点
- 3 来賓挨拶
- 4 韓国におけるハンセン病問題と今後の課題
- 5 日本におけるハンセン病問題と今後の課題
- 6 閉会挨拶

(主催)

小鹿島更生園・台湾樂生院補償請求弁護団

韓国ハンセン人弁護団



ハンセン病問題の全面解決をめざす日韓シンポジウム ーソロクト・台湾補償請求事件解決記念ー

本シンポジウムは、ソロクト・台湾補償請求事件の解決を記念してその到達を共有するとともに、韓国と日本におけるハンセン病問題の現状と課題を確認し、ハンセン病問題の全面解決のための活動に生かすことを願って開催するものです。

<ソロクト・台湾補償請求事件>

ソロクト・台湾補償請求事件は、日本が戦前に植民地としていた韓国と台湾に設立したハンセン病療養所、小鹿島更生園（ソロクト）と台湾楽生院に隔離された方々に対し、日本政府による隔離政策の犠牲者として、日本国内と同様に、ハンセン病補償法に基づいて補償金を支払うことを求めた事件です。

2003年に最初のハンセン病補償法に基づく請求を行いました。不支給決定がなされたため、2004年に東京地方裁判所に行政訴訟を提起しました。2005年の一審判決は、ソロクト敗訴、台湾楽生院勝訴と結論が分かれましたが、その不当性を訴える多くの方々の支援を得て、2006年、補償法の改正が実現し、国外のハンセン病療養所の入所者に対しても補償金支給がなされることが明記されました。

その後の改正補償法に基づく補償金支給のための認定作業は、台湾楽生院については2006年に完了しましたが、ソロクトについては資料の散逸等から困難を極め、全員に対する補償金の支給が完了したのは2016年となりました。

最終的に補償金の支給を受けたのは、ソロクト590人、楽生院26名です。

訴訟と認定請求作業は日本の弁護士と韓国、台湾の各弁護士が共同して取り組み、とりわけ認定請求作業に時間を要した日韓弁護団の共同作業は、実に13年に及ぶものとなりました。

<韓国における強制断種・墮胎被害に関する訴訟>

日本での補償法改正の後、韓国ハンセン人権弁護団は、韓国におけるハンセン病問題の解決のため、さらなる活動を行い、解放後、韓国政府がハンセン病歴者たちに行った強制断種・墮胎被害について訴訟を提起し、断種被害者265名、墮胎被害者272名、合計537名が、大法院まで訴訟を進め、2017年、勝訴判決を得ました。

<日本のハンセン病問題の残された課題>

日本国内においても、ハンセン病に対する差別・偏見の解消、「ハンセン病隔離政策の歴史」とこれに抗した人々のたたかいを承継し再発防止に生かすこと、ハンセン病療養所の永続化と資料館及び証言記録の整備などの課題が残されています。このうち、差別・偏見の解消との関係では、2016年、熊本地方裁判所に「ハンセン病家族訴訟」（原告568名）が提起された他、「特別法廷」における判決に基づき死刑が執行された「菊池事件」の再審請求などが行われています。